

地震防災戦略

平成 17 年 3 月 30 日
中央防災会議決定

1. 地震防災戦略の位置づけ、性格

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。特に切迫性の高い地震については地震発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。このため、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、それに向けて、被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進していくことが必要である。

そこで、平成 16 年 7 月の中央防災会議において、大規模地震については、被害想定（ ）をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的目標（減災目標）を定めることなどを内容とする「地震防災戦略」を策定することとしたところである。

大規模地震対策は、社会全体で取り組まなければならない緊急課題であるため、「地震防災戦略」により特定された緊急に取り組むべき事項と目標を国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け、対策の強化、充実を図るものとする。

なお、各種対策と被害との関係の定量的把握が困難なものがあるが、引き続き関係機関において各種投資と減災効果の把握に関する手法の確立に努めるものとする。

中央防災会議では、東海地震及び東南海・南海地震について平成 15 年に被害想定を実施し、本年 2 月には、中央防災会議専門調査会において首都直下地震についての被害想定結果を公表したところである。

2. 地震防災戦略の構成

地震防災戦略は、減災目標及び具体目標（ ）等から構成される。

- ・「減災目標」は、被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である。
- ・「具体目標」は、「減災目標」の達成に必要な各事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるものである。具体目標は、被害想定に基づいた人的被害や経済被害の軽減量（減災効果）の根拠となる目標と、その他の目標からなる。

減災目標の達成のためには地方公共団体における取り組みが重要であることから、減災目標及び具体目標を踏まえて、今後、地方公共団体においても「地域目標」を策定することを要請する。

「具体目標」とは、「地震防災戦略の策定について」（平成16年7月28日中央防災会議報告・承認）における「下位目標」のこと。



3．対象地震

今回、地震防災戦略を策定する対象地震は、既に中央防災会議で被害想定を実施し、対策のマスタープランである大綱が定められている東海地震及び東南海・南海地震とする。

首都直下地震など、その他の大規模地震についても、被害想定を実施し、大綱が定められた後に、地震防災戦略の策定に速やかに着手することとする。

4．対象期間

大規模地震対策の実施及びその効果の発現には、一定の期間を要する。しかしながら、今回対象とした大規模地震は、その発生の切迫性が高いことから、達成目標年次を10年とするが、この期間内においても対策の「選択と集中」により、より効果的、効率的な対策の実施に努めるものとする。

なお、3年ごとに達成状況のフォローアップを行う。

また、定性的な目標にとどまっている項目については、今後、数値目標の設定に努め、新たな知見、地域の実情、対策の達成状況にも応じて、地震防災戦略を不断に見直すものとする。

5．地域目標に係る地方公共団体への要請

減災目標を達成するためには地方公共団体の参画と連携が不可欠であり、そのため、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体に対して、減災目標の意義、必要性について認識を共有しつつ、東海地震及び東南海・南海地震の地震防災戦略を踏まえて、数値目標、達成時期、対策の内容等を明示する「地域目標」を定めることを要請する。

6．その他

昨年10月23日の新潟県中越地震や本年3月20日の福岡県西方沖を震源とする地震にみられるように、地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、関係地方公共団体は、地域特性を踏まえ

た被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要がある。

(参考)

東海地震の被害想定について

東海地震の被害想定は、平成 15 年 3 月に中央防災会議「東海地震対策専門調査会」においてとりまとめ公表している。

想定東海地震の規模はマグニチュード 8.0 とし、震度分布、津波高さ等を算定し、これをもとに以下のケースごとに被害想定を行っている。

地震発生時刻

地震発生時刻については、

- ・建物被害の影響が最も大きいと考えられる冬の朝 5 時（阪神・淡路大震災と同様のケース）
- ・職場等多くの人々が自宅から離れている秋の昼 12 時（関東大震災と同様のケース）
- ・火災の影響が最も大きいと考えられる冬の夕方 18 時

の 3 ケースとした。

津波の想定

津波の想定にあたっては、

- ・住民の避難意識の高い場合
- ・住民の避難意識の低い場合

の 2 ケースとした。

火災の想定

火災の想定にあたっては、

- ・阪神・淡路大震災時と同様の風速 3m/s の時
- ・関東大震災と同様の風速 15m/s

の 2 ケースとした。

地震予知情報の有無

東海地震は予知が可能とされている地震であることから、

- ・地震予知情報がなく突発で発災した場合
- ・地震予知情報により警戒宣言が出された場合

を検討した。

このうち、今回、地震防災戦略において減災目標の基本となる被害想定としては、被害が最大となるケースとし、具体的には

死者数

- ・冬の朝 5 時
- ・風速 15m/s

- ・津波避難意識が低い場合
- ・地震予知情報がなく突発で発災した場合

経済被害

- ・冬の夕方 18 時
- ・風速 15m/s
- ・津波避難意識が低い場合
- ・地震予知情報がなく突発で発災した場合

とした。この場合の被害想定結果の概要は以下のとおりである。

東海地震の被害想定結果の概要

死者数

項目	死者数
揺れによる被害	約 6,700 人
津波による被害	約 1,400 人
急傾斜地崩壊による被害	約 700 人
火災の被害	約 600 人
合計	約 9,200 人

経済的被害

項目	被害額
直接被害 (個人住宅の被害、企業施設の被害、 ライフライン被害等)	約 2 6 兆円
間接被害	約 1 1 兆円
生産停止による被害	約 3 兆円
東西間幹線交通被害	約 2 兆円
地域外等への波及	約 6 兆円
合計	約 3 7 兆円

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

なお、発生時刻の異なるケースについても「具体目標」による被害軽減量を示し、対策の重点化等に活用するものとする。

東南海・南海地震の被害想定について

東南海、南海地震の被害想定は、平成 15 年 9 月に中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」においてとりまとめ公表している。

東南海、南海地震は、その発生の方に様々なケースが考えられるところであるが、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合が中心的に検討すべき地震とされていることから、今回の地震防災戦略についても、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とした。

東南海・南海地震の規模はマグニチュード 8.6 とし、震度分布、津波高さ等を算定し、これをもとに東海地震と同様のケースごと（ただし、地震予知情報の有のケースは除外。）に被害想定を行っている。

このうち、今回、地震防災戦略において減災目標の基本となる被害想定としては、東海地震と同様に、被害が最大となるケースとし、具体的には

死者数

- ・冬の朝 5 時
- ・風速 15m/s
- ・津波避難意識が低い場合

経済被害

- ・冬の夕方 18 時
- ・風速 15m/s
- ・津波避難意識が低い場合

とした。この場合の被害想定結果の概要は以下のとおりである。

東南海・南海地震の被害想定結果の概要

死者数

項目	死者数
揺れによる被害	約 6,600 人
津波による被害	約 8,600 人
急傾斜地崩壊による被害	約 2,100 人
火災の被害	約 500 人
合計	約 17,800 人

経済的被害

項目	被害額
直接被害 (個人住宅の被害、企業施設の被害、 ライフライン被害等)	約 4 3 兆円
間接被害	約 1 4 兆円
生産停止による被害	約 5 兆円
東西間幹線交通被害	約 1 兆円
地域外等への波及	約 8 兆円
合計	約 5 7 兆円

四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

なお、発生時刻の異なるケースについても「具体目標」による被害軽減量を示し、対策の重点化等に活用するものとする。